

議第93号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年4月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

付則に次の2条を加える。

（法附則第59条第1項の規定による徴収猶予に係る特例）

第27条 法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予をする場合における第8条の3第8項の規定の適用については、同項中「第15条の2第8項」とあるのは、「第15条の2第8項（法附則第59条第3項において準用する場合を含む。））」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第28条 第39条の12第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第10項第1号に規定する耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第39条の15の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の13第1項および第39条の15の2第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の13第1項	1年6月以内、同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（同条第10項第1号に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の
------------	--------------	---

		日まで、同条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
第39条の15の2第3項	6月以内	同項の耐震改修の日後6月以内の日まで

付 則

この条例は、公布の日から施行する。